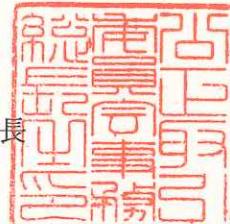


公取企第57号  
20180823中庁第1号  
平成30年10月12日

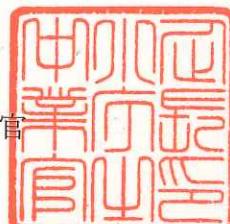
都道府県知事  
公益財団法人全国中小企業取引振興協会 会長  
各都道府県下請企業振興協会 代表者  
日本商工会議所会頭  
全国中小企業団体中央会 会長  
全国商工会連合会 会長  
事業者団体 代表者

} 殿

公正取引委員会事務総長



中小企業庁長官



#### 下請取引適正化推進月間の実施について

貴  $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{協会} \\ \text{所, 会} \\ \text{団体} \end{array} \right\}$  におかれましては、平素から、下請取引の適正化及び下請中小企業の振興に多大なる御尽力を頂き、感謝いたしております。

公正取引委員会及び中小企業庁では、従来、下請取引の一層の適正化を推進するため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）の効果的な運用等に努めているところであり、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に行っております。

本年度においても、別添実施方針に基づき、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課及び各地方事務所等並びに中小企業庁事業環境部取引課及び各経済産業局等において、それぞれ下請取引適正化推進講習会の実施等により、下請法の普及・啓発を行うことといたしました。下請事業者を含む事業者等への本事業の広報等について御協力方よろしくお願い申し上げます。

## 平成30年度「下請取引適正化推進月間」の実施について (実施方針)

公正取引委員会  
中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引の適正化について、従来、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の迅速かつ効果的な運用、違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、その推進を図ってきている。

特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発事業を集中的に行うこととしており、本年度の下請取引適正化推進月間においては下記の事業を行う。

### 記

#### 1 下請取引適正化推進講習会の実施

47都道府県（62会場）において、下請取引を行う事業者を対象に、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するために下請取引適正化推進講習会を開催する（詳細は募集要領を参照。）。

#### 2 各種媒体による広報

新聞、雑誌、インターネット等を通じ、全国的に下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。

##### (1) 政府広報等

経済産業省広報、公正取引委員会及び中小企業庁のホームページ、新聞（一般紙、業界紙）

##### (2) 都道府県及び中小企業団体等の機関誌

都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体等の機関誌

#### 3 ポスターの掲示

公正取引委員会、経済産業省、都道府県、中小企業関係団体、事業者団体等の施設にポスターを掲示することにより、下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。

#### (問い合わせ先)

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課 電話 03（3581）3375（直通）

中小企業庁事業環境部取引課 電話 03（3501）1732（直通）